

令和2年度「串間市JR日南線利用促進イベント公募事業」募集要項

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための自粛要請により、事業計画策定等に影響が及ぶことから、**令和2年11月末まで随時募集することとします。**

審査についても、書類審査のみとし、応募状況に応じて随時行います。

ただし、採択された事業の補助額が予算の上限に達した場合は、募集を締め切ります。予算の都合上、補助交付金額が、申請した金額に満たない場合もありますので、ご了承ください。

また、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況により、ツアー実施の中止又は延期をお願いすることがありますのでご了承ください。

1 目的

JR日南線の利用促進を図るため、JR日南線を活用したイベント等（乗車実績が向上する取組とし、串間市内の駅において乗降があること。）を実施する民間団体に対して、費用の補助を行います。

2 補助対象事業

- (1) 補助対象事業は、JR日南線を活用したイベント（乗車実績が向上する取組とし、串間市内の駅において乗降があること。）とします。
- (2) 新しい生活様式を取り入れ、3密を避けられる規模とします。
- (3) 国、県及び市などから他に補助金を受けていない事業とします。

3 補助率及び補助額

- (1) 補助率は補助対象経費総額の**10分の10以内**。
- (2) 補助額は算出した金額の千円未満を切り捨てた額とし、**1事業につき30万円**を上限とします。

4 補助金交付の制限

1団体につき、**最大2回**まで。
ただし、予算の範囲内とします。

5 補助対象経費

補助対象となる事業に要する次の経費のうち、交付決定の日から令和3年3月31日までに支出した経費とします。

- ・講師、専門家等への報償、謝礼（補助対象団体の会員に対する謝礼は除く。）
- ・旅費及び交通費（日当及びグリーン料金等は除く。）
- ・ポスター、チラシ、報告書等の印刷製本費
- ・材料・事務用品等の消耗品費
- ・専門知識や技術等を要する業務を外部に委託した費用（コンサルタント等への全部委託は除く。）

- ・機器類や列車借上げ等の賃借（リース）料
- ・文書等の郵送、電話（電話機・携帯電話のリースに係る電話料）等の通信運搬費
- ・保険料（火災、地震等の家屋に係るものは除く。）
- ・その他市長が適当であると認める経費

【補助対象外となる経費】

- (1) 不動産及び備品の取得費
- (2) 食糧費
- (3) 前払費用（交付決定前に支払った経費）

6 補助対象団体

下記の要件を満たす民間団体とします。

- (1) 定款または規約を有すること。
- (2) 団体の役員に市税等の滞納がないこと。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 団体の構成員が暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

7 応募方法

下記の書類一式を、郵送または持参により総合政策課に提出してください。

<提出書類>

- ① J R 日南線利用促進イベント公募事業提案書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 誓約書（様式第 4 号）

<添付書類>

- ① 団体定款または規約
- ② 団体名簿（役員を明記すること）
- ③ 市税完納証明書（役員全員分）

※様式は市公式サイトからダウンロードしていただくか、総合政策課にてお受け取り下さい。

8 募集期間

令和 2 年 7 月 6 日（月）～令和 2 年 11 月 30 日（月）午後 5 時まで（必着）

9 事業の採択方法

総合政策課にて、補助団体として適切か、市が補助する事業として内容が適切かを書面審査し、予算の範囲内で採否を決定します。

なお、採択にあたり必要があると認められるときはヒアリングの実施及び追加資料を求める場合があります。

10 審査基準

- (1) JR日南線の乗車実績の向上が見込める事業となっていること。
- (2) 経費が適切であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の対策が取られていること。

11 採択の結果の通知

審査終了後、採択結果について応募者に通知します。

12 事業実施に係る注意事項等

- (1) 申請書の提出
事業が採択となった団体については、補助金等交付申請書（様式第5号）を提出して下さい。
- (2) 補助金の交付
補助金は、交付決定後、概算払で支払います。
- (3) 事業の実施
事業期間は交付決定の日から令和3年3月31日までとします。
- (4) 報告書の提出
事業終了後、下記の書類一式を提出して下さい。
 - ①補助事業実績報告書（様式第6号）
 - ②事業実績書（様式第7号）
 - ③収支決算書（様式第8号）
- (5) 補助金の確定
提出していただいた実績報告書に基づき審査を行い、補助金額を確定します。
- (6) 新型コロナウイルスの対応について
新型コロナウイルスの感染拡大等の状況により、市から中止又は延期のお願いをする場合があります。
また、新型コロナウイルス感染拡大等の状況により、開催者判断でツアーを中止又は延期する場合は、事前に総合政策課にご報告ください。

13 問い合わせ先

串間市役所 総合政策課 地域振興係

TEL : 0987-55-1153

FAX : 0987-72-6727

E-mail : cpromo@city.kushima.lg.jp